

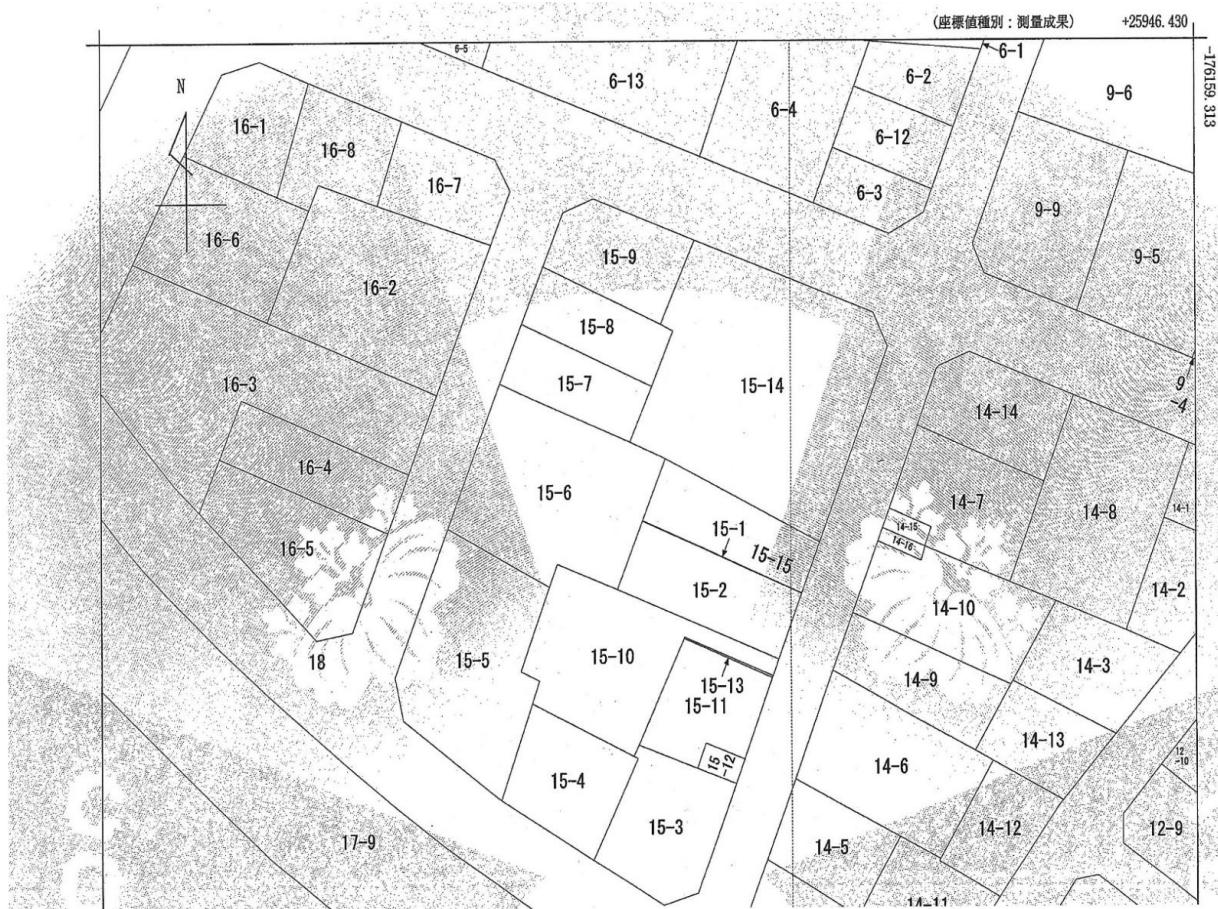
売却区分番号	1		
見積価額	38,712,000円	公売保証金	3,880,000円
不動産の表示	1 所 在 広島市西区打越町 地 番 15番10 地 目 墓地 地 積 247平方メートル 2 所 在 広島市西区打越町 地 番 15番13 地 目 墓地 地 積 2.14平方メートル		
	以上登記簿による表示		
	上記財産毎の見積価額 不動産の表示1 金38,378,000円 不動産の表示2 金334,000円		
接道状況	東側 道路幅員約6mの舗装市道（西1区171号線）に接面		
画地条件	・地 積 249.14m ² ・形 状 旗竿地 ・間口・奥行 間口：約2m・奥行：約26m		
使用状況等	不動産の表示1 令和5年10月17日現在、土地所有者が占有（使用）していると思量され 不動産の表示2 ます。		
特記事項	不動産の表示1 敷地内に墓石や石像等があり、詳細は不明です。 不動産の表示2 雑木・小木等が茂っています。		
供給処理施設	・上水道：あり ・下水道：あり		
住居表示等	広島市西区打越町15番		
その他事項	公売財産の売却決定は、最高価申込者に係る入札価額をもって行います。		
留意事項	公売は現況有姿により行うものであるため、次の一般事項を十分ご理解の上、公売へご参加ください。 1 公売財産については、あらかじめその現況及び関係公簿等を確認してください。 2 公売財産に財産の種類又は品質に関する不適合があつても、執行機関（広島市）は担保責任を負いません。 3 執行機関（広島市）は、公売財産の引渡義務を負わないため、使用者又は占有者に對して明渡しを求める場合や不動産内にある動産の処理などは全て買受人の責任において行うことになります。 4 土地の境界については隣接地所有者と、接面道路（私道）の利用については道路所有者とそれぞれ協議してください。 5 土壤汚染やアスベスト等に関する専門的な調査は行っておりません。 なお、売却区分内に複数の財産（財産が一つで所有者を異にする場合を含む。）があるものについては、国税徴収法第89条第3項の規定に基づき、一括換価の方法により公売を行います。		

【売却区分の番号 1】

(位置図)



(見取図)



これらの図は、およその位置を示したものです。